

第 67 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日 時 令和 5 年 11 月 13 日 (月)
午後 3 時 00 分
場 所 大阪市役所 P 1 階 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第67回）

1. 開催日時 令和5年11月13日（月）午後3時00分～4時04分
2. 開催場所 大阪市役所 P1階 共通会議室
3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	嘉	名	光	市
委員長代理	加	我	宏	之
委員	岡	井	有	佳
	小	谷	真	理
	清	水	陽	子
	福	田	知	弘
	福	原	和	則
	松	島	格	也

（2）市側

	片	岡	都市整備局企画部長
	山	村	建設局総務部管理課長
	平	野	建設局企画部長
	一ツ	町	建設局都心活性化担当部長
	上	田	建設局公園緑化部長
	吉	田	大阪港湾局開発調整担当部長
事務局（計画調整局）	寺	本	計画調整局長
	荒	木	計画部長
	齋	藤	都市景観担当課長
	相	本	都市景観担当課長代理
	伊	東	デザイン施策担当課長代理
	高	橋	都市計画課（都市景観）担当係長
	遠	藤	都市計画課（都市景観）担当係長
	古	家	都市計画課（都市景観）担当係長
	上	久保	都市計画課（都市景観）担当係長
	大	西	都市計画課（都市景観）担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 御堂筋の景観誘導について

(2) 都市景観資源の登録について

(3) その他

3 閉 会

[配付資料]

議題 (1) 御堂筋の景観誘導について

○資料1-1 大阪市景観計画変更(案)

○資料1-2 御堂筋道路空間再編整備ガイドライン(案)

○資料1-3 今後の進め方

○参考資料1-1 御堂筋の景観誘導について(景観計画及び関連するガイドラインの変更等について)【概要】

○参考資料1-2 パブリック・コメント手続きの実施結果について

5. 議事の概要

○事務局（相本）

定刻となりましたので、ただいまから第67回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の相本でございます。よろしくお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中8名の出席をいただいておりますので、大阪市都市景観委員会運営要綱第2条第3項の規定により、本委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、清水委員、福田委員におかれましては、要綱の規定に基づきまして事前に委員長の承認をいただいておりますので、ウェブ会議の方法で本委員会にご参加いただいております。ただいま清水先生ご到着がちょっと遅れておられまして、現在のところ7名の出席をいただいている状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ウェブ会議でのご参加に当たりまして、マイクは基本的にオフにいただき、ご発言をされる際のみオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言の際は、手を挙げていただきますと、事務局から委員長へお伝えいたします。委員長の許可を得た後、マイクをオンにして、氏名からご発言いただきますようお願いいたします。

本委員会は、原則公開とさせていただきますが、議題（2）都市景観資源の登録について及び議題（3）その他につきましては個人に関する情報を含むことなどから、運営要綱の規定に基づきまして、事前に委員長の承認をいただき、非公開で開催させていただきます。

そうしましたら、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

ただいま清水先生もご参加されました。よろしくお願いいたします。

資料一番上が議事次第、委員名簿、配席図をとじたものでございます。このうち、本日もご出席予定の大阪府都市整備部ご担当の方が急遽ご欠席となりました。よろしくお願いいたします。

以降、議題ごとに資料をお配りしております。まず、「議題（1）御堂筋の景観誘導について」の資料でございます。資料1-1が「大阪市景観計画変更（案）」になります。A4縦の冊子でございます。続いて、資料1-2が「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）」になります。次に、資料1-3が「今後の進め方」になります。続きまして、

参考資料といたしまして、参考資料 1-1 「御堂筋の景観誘導について（景観計画及び関連するガイドラインの変更等について）【概要】」、A 3 横の 1 枚物でございます。次に、参考資料 1-2 「パブリック・コメント手続きの実施結果について」、A 4 縦の 1 枚物でございます。続きまして、「議題（2）都市景観資源の登録について」の資料でございます。初めに、資料 2-1 が「都市景観資源の審議結果」になります。A 4 縦の冊子になります。続いて、資料 2-2 が「都市景観資源の審議結果一覧」になります。次に、資料 2-3 が「参考資料 物件調書」になります。最後に、「議題（3）その他」の資料でございます。「各部会の開催状況」、A 4 横の 1 枚物でございます。そのほか、都市景観委員会資料綴りのファイルを卓上に準備しております。委員会関係資料は以上でございます。不足がございましたら、審議中でも構いませんので、事務局までお申しつけください。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。

本日は、報道、傍聴ともございませんことを報告いたします。

これからの議事進行につきましては、嘉名委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○嘉名委員長

嘉名でございます。よろしくお願いたします。

早速ですけれども、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

その前に、当委員会については運営要綱第 4 条第 3 項に基づきまして、議事録署名人を指名してお願いすることとしております。本日につきましては、オンラインでご参加の福田委員と、あと福原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議題に入りたいと思います。「議題（1）御堂筋の景観誘導について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤）

計画調整局都市景観担当課長の齋藤でございます。

私のほうから、「議題（1）御堂筋の景観誘導について」ご説明いたします。

資料 1-1 「大阪市景観計画変更（案）」をご覧ください。この資料、本文の赤字部分につきましては、現在の景観計画から見直しを行う箇所になります。このうち、前回 8 月 10 日に開催しました本委員会でご説明した素案からの主な変更点 4 点をご説明いたします。

1 点目といたしまして、第 1 章、4 ページの年表への追記でございます。前回の委員会

でのご指摘を踏まえまして、これまでの指定実績等を明記するために、景観重要公共施設の整備等の基準ですとか景観重要建造物の指定等について追記いたしました。また、今回の変更内容であります、まちなみ創造区域の指定についてもこの表に追記いたしました。

それから、変更点2点目でございますけれども、西暦、和暦の併記について一部対応できていなかった箇所を修正いたしました。具体的には28ページ、第2章のところですか、167ページ、第6章、こちらについて、西暦、和暦の併記を修正してございます。

それから、3点目といたしまして、57ページに当たります、大阪を代表するエリアの図です。このうち「御堂筋とその沿道」の部分について、前回、その色が際立ち過ぎていたというご指摘もございまして、その部分について修正させていただいております。

それから、4点目でございますけれども、関係局との調整による変更がございました。変更箇所につきましては、まず24ページ、第1章のところですか。この資料ではちょっとご確認いただくことができませんけれども、もともとHOPEゾーン事業に関する記載というのが入っていたんですけれども、その事業終了に伴いまして、該当する文書及び写真を削除しております。お手元は削除後の資料となっております。

それから、168ページ、169ページです。この青枠の中ですけれども、御堂筋の整備に関する事項及び占用等の許可の基準におきまして、御堂筋道路空間再編整備ガイドラインの関連づけの文言として、より分かりやすいよう修正いたしました。

以上4点が前回委員会からの主な変更点になります。

続きまして、資料1-2です。「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）」についてですけれども、こちらにつきましては所管局であります建設局企画部道路空間再編担当よりご説明させていただきます。

それでは、建設局さん、よろしく願いいたします。

○一ツ町建設局都心活性化担当部長

それでは、私のほうから説明させていただきます。

「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（案）」でございますけれども、前回、8月10日の都市景観委員会でご指摘いただいた点を中心に変更案を説明させていただきます。

まず、1ページでございますけれども、ガイドライン策定の目的のところですか。もともと「フルモール」という表現がございましたが、今回、側道歩行者空間化の際の空間づくりやデザインの考え方の記載となりますため、「人中心のストリートへの転換」という表現に修正させていただいております。以降、5ページにも冒頭、2-1のところと同様の

表現がございましたので、同様に修正させていただいております。

1 ページに再度戻っていただきまして、左下に写真を追加させていただいております。人中心のストリートへの転換並びに憩い空間といったものがイメージできるような内容とさせていただきます。

続きまして、14 ページでございます。14 ページのほうは左側のイチョウの項目で、1) のイチョウというところでございますけれども、これの黒丸1 つ目でございますが、ここを、もともと「グリーンインフラ」という表現としていましたが、これまでの経緯等を踏まえ、「水循環に配慮した整備」と修正させていただいております。また、15 ページ以降ではもう少し対象イメージの写真が分かりやすく、対象物がより明確となるよう写真を若干変更させていただいております。なお、趣旨の大幅な変更はございません。

続きまして、23 ページでございます。御堂筋で取り組んでいる、にぎわいや憩い、人のアクティビティーがイメージできるよう写真を追加させていただきました。

修正点は以上でございます。

○事務局（齋藤）

ありがとうございました。

資料の説明を続けさせていただきます。順番は前後しますが、参考資料についてご説明させていただきます。参考資料1-1をご覧ください。

この資料は、前回の委員会でもお示ししました、景観計画及び関連するガイドラインの変更内容等を1枚にまとめた概要版になります。先ほど説明しました変更点、左下の②番の「大阪を代表するエリア」に示す御堂筋部分の色の修正ですとか、ページ右側、中ほどの「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の写真の修正等を行っております。

続きまして、参考資料の1-2をご覧ください。こちらは、「景観計画変更素案」、それから先ほどの「みちガイドラインの素案」及び「御堂筋デザインガイドライン変更素案」に対するパブリック・コメントの実施結果の報告になります。先ほど資料1-1でご説明いたしました変更点などを反映した資料を使用いたしまして、今年9月12日から10月11日までの1か月間、パブリック・コメントを実施いたしました。その結果、屋外広告物に関連するもの1通、2件のご意見をいただきましたが、景観計画の変更案の見直しにつながるようなご意見ではございませんでした。

そのご意見の要旨と本市の考え方についてご説明いたします。この参考資料1-2の裏面のほうになります。

まず1件目、ご意見の趣旨といたしましては、「屋外広告物については、寸法の大小やアナログまたはデジタル、それから音響の有無ですとか様々な形態がありますけれども、これらについて分析、研究を行って、具体性、実効性を高めてほしい。」という内容でございます。その意見に対する本市の考え方については右側の欄になりますけれども、「本市では、景観計画に定める重点届出区域を対象としまして、様々な形態の屋外広告物に関する基準ですとか設置に先立つ事前協議を景観計画において規定しておりまして、これによりまして実効性のある規制、誘導を実施しています。」としておりまして、「また、（ご意見にあった）デジタルなものにつきましても、景観計画に可変表示式屋外広告物の取扱いを定めておりまして、別途、重点届出区域におけるデジタルサイネージ取扱要綱を制定し、良好な都市景観の形成に向けて設置協議を実施しています。」というふうにしております。さらに、「屋外広告物については、今後も新しい技術の進展が予想されることから、いただいたご意見も踏まえ、種類ごとに対応できる実効性のある景観誘導方策について引き続き検討してまいります。」としてございます。

それから、2点目のご意見といたしまして、「景観計画の149ページに定める屋外広告物の分類では少ないのでは。」という内容でございます。本編の149ページの表につきましては、前の画面でも映し出しているこういった内容になります。この意見に対する本市の考え方ですけれども、「この149ページに示した表におきましては、建築物の屋上、それから建築物の壁面、建築物から突出するもの、地上と区分しておりまして、これらの設置場所ごとに様々な形態に対するそれぞれの表示内容や寸法等に関する広告物基準を設けています。」としております。そのため、本市としましては、「現在の屋外広告物の実態に応じた分類及び広告物基準により適切な規制、誘導を行っています。」としております。また、結びといたしまして、「いただいたご意見は今後の屋外広告物に関する景観誘導方策を検討する際の参考とさせていただきます。」としてございます。

続きまして、資料1-3「今後の進め方」について、でございます。まず、本日が第67回景観委員会になります。12月を予定しておりますけれども、都市計画審議会におきまして、景観計画の変更案について意見聴取を行います。これは、景観計画を変更する際には都市計画審議会の意見を聞かなければならない、という景観法第9条の規定に基づくものでございます。次に、1月頃を予定しておりますけれども、都市景観条例の改正につきまして、大阪市会のほうへ上程いたします。これは、今回の計画変更で位置づけます、「まちなみ創造区域」につきまして、都市景観条例への追加が必要となるものでございま

す。その後、今年度内をめどに景観計画の変更ですとか都市景観条例の改正、それから「みちガイドラインの策定」及び「御堂筋デザインガイドライン」の変更を完了するという事で予定をしております。

「議題（１）御堂筋の景観誘導につきまして」の説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。恐らく景観計画の変更については何度も見ていただいているご意見もいただいたものを今回最終修正していただいたということなので、大きな意見はそもそもないかなとは思えます。それから、パブリック・コメントのほうでもご意見はいただいておりますけれども、特に本編の中に反映すべき内容ではないかなというご意見ということで、回答としては本市の考え方というところでまとめていらっしゃるということでございます。そんなところですが、いいですか。

では、意見がなければ私から一つだけコメントを。今回、みちガイドラインをつくっていただいてありがとうございました。かなり時間をかけて、内部調整なんかも大変だったと聞いておりますが、しっかりまとめていただいたと思えます。ぜひこれを活用して、関係事業者さん等々も含めて再編エリアの整備にご活用いただきたいというのが1つ目のお願いと、それから、ぜひ周知をしていただいて、これから例えば沿道の建物なんかの建て替えとか整備とかをお考えされることもあろうかと思えます。そのときに、ぜひそういう計画と道路整備がうまく呼応するような形でガイドラインを運用していただいたらというふうに思えます。それは私からのお願いです。

もう一個付け加えるとすれば、かなりの関連資料があったと思うので、そういうのもぜひ有効に活用していただきたいと思えます。例えば、景観のほうだと景観読本というのも別途、作っていらっしゃるって、法委任条例の位置づけには直接入ってこないですが、二段階で資料作成なんかもされていらっしゃるって、せっかくなつくられたたくさんの資料があるのであれば、そういうものの有効活用もお考えいただければなと思っております。以上です。

ほか、よろしいでしょうか。特になければ。あと、オンラインの方も大丈夫ですかね。

意見は私からのコメントになります。これも内容そのものには直接関係しませんが、今

後の手続を進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題（２）のほうに移りたいと思います。「都市景観資源の登録について」ということで、事務局から説明をお願いします。

【議題（２）、（３）については非公開】

○事務局（相本）

ありがとうございました。

本日は貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして、第６７回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。